# 外国年金管理(インド特許)

インド特許の年金に関する規定は以下のとおりです。

インドにおいては、最近TRIPS協定に国内法を整合させるための法改正が行なわれています。

1995年1月1日:WTO加盟

1998年12月7日:パリ条約及びPCT条約に加盟

1999年改正特許法

2002年改正特許法

手続き制度的には、2003年施行以降の改正から順次現在の制度が整備されていっています。

- 1.2003年5月20日施行。
  - ・審査請求制度が導入されました。

2003年5月19日の時点で最初の審査通知(アクション又は査定書)が 発行されていない出願については、2004年5月20日より前又は出願日から 48ヶ月(PCT経由の場合は国際出願日から48ヶ月)以内のどちらか遅い方の期限内に、審査請求を行う必要があります。期限内に審査請求を行わなかった場合、出願は取下げられたものとみなされます。2003年5月20日以降の出願の審査請求期限については、一律、出願日から48ヶ月(PCT経由の場合は国際出願日から48ヶ月)以内となります。

・公開制度が導入されました。

出願は、出願日(優先権を主張している場合は優先日)から18ヵ月後に公開されます。

・最初の審査官からの通知(オフィスアクション)から特許査定されるまでの期間が変更されました。出願は、最初の審査官からの通知(オフィスアクション等)発送日から12ヶ月以内に出願が受理される(特許査定となる)状態にしなければなりません。

(以前は最初の審査官からの通知から15ヶ月でした。)

・権利存続期間が変更されました。

2003年5月20日以降に付与された特許及び2003年5月20日の時点で有効である 特許については、その権利存続期間は、出願日から20年となりました。

#### 2.2005年1月1日施行。

内容的には、TRIPS協定に国内法を整合させるための法改正となります。

- ・審査請求期間について以下のようになっています。
  - 2005年1月1日以降の出願・・・優先日から36ヶ月
  - 2004年12月31日以前の出願・・・出願日から48ヶ月
- ・対応外国出願に関する情報提出期限が、出願日から3ヶ月であることが明記されました。
- ・新規性喪失の例外が適用される期間が従来の6ヶ月から12ヶ月になりました。
- ・早期公開制度が導入され、出願人は、早期公開を求めることができるようになりました。 それに伴い、出願公開前には審査は開始されないこととなりました。このため、早期に権利化 を図りたい場合には、早期公開の請求を行う必要があります。
- ・特許付与可能な状態にするための期間が変更されました。

2004年12月31日までに最初の審査通知(オフィスアクション)が発行されている出願については、特許付与可能な状態にすべき期間が、最初の審査通知から6ヶ月となりました。 経過措置として、2005年1月1日よりも前に最初の審査通知が発行されている出願については、特許付与可能な状態にすべき期間は、最初の審査通知から12ヶ月となります。

- 3.インド特許法施行規則改正(2006年5月5日発効)
  - この改正は、2006年5月5日の時点で係属中である全出願について適用されます。
  - ・審査請求期限が変更されました。
    - (旧)2005年1月1日以降の出願・・・優先日(優先権を主張していない場合は出願日) から36ヶ月
      - 2004年12月31日以前の出願・・・出願日から48ヶ月
    - (新)優先日(優先権を主張していない場合は出願日)から48ヶ月
  - ・対応他国出願の情報提出期限が変更されました。
    - (旧)出願日から3ヶ月
    - (新)出願日から6ヶ月
  - ・特許付与可能な状態にすべき期間について

補正等を通じて、出願人が出願を特許付与可能な状態(拒絶理由を解消した状態)にすべき 期限が、最初の審査通知(オフィスアクション)から12ヶ月(期間延長不可)に変更され ました。この期限変更は、2006年5月5日の時点で特許付与可能な状態にすべき期間が 満了していない出願すべてについて適用されます。

現在のインドの特許法は以下のとおりです。

- 1.存続期間は出願日から20年です。
- 2.優先権証明書及びその翻訳が必要です。

優先権主張を伴う場合は、出願日から6ヶ月以内に優先権証明書の提出が必要です。 優先権証明書の翻訳文も出願日から6ヶ月以内に必要です。その翻訳文には翻訳者の宣誓書が 必要です。

- 3.対応外国出願情報リスト(List of Corresponding Applications)が求められます。 インド出願と同一の発明が他の外国に出願されている場合には、対応国の出願番号・出願日等の 情報を含むリストを提出する必要があります。この提出期限は出願日から6ヶ月以内で、延長は 可能です。
- 4. 出願公開制度があります。
  - 出願日又は優先日から18ヶ月経過後、公開されます。
- 5.審査請求制度があります。

優先日(優先権を主張していない場合は出願日)から48ヶ月以内に審査請求を行なう必要があります。しなかった場合は出願は出願人により取り下げたものと見なされます。

6.アクセプタンスの制度があります。

この制度は、イギリス法系が採用されている国々で採用されている制度です。すなわち、所定の 期限内に出願を許可される状態にしなければならない制度をいいます。

この所定の期限とは、従来は最初の拒絶理由通知の日から12ヶ月でしたが、その後の改正法により6ヶ月となりました。現在は、2006年5月5日施行の改正法により、最初の審査報告の発行日から12ヶ月以内となっています。

出願人は、最初のオフィスアクションから12ヶ月以内に、出願を特許付与可能な状態にすることが必要です。12ヶ月以内に特許付与可能な状態(拒絶理由が解消された状態)にならなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

7.特許付与前異議申立制度があります。

出願公開から6ヶ月以内に第三者が異議申立を行うことができる特許付与前異議申立制度が 採用されています。したがって、特許付与は異議申立期間(出願公開から6ヶ月)経過後でなければ行われないことが規定されています。

尚、異議申立に対する出願人側からの応答期間は3ヶ月以内です。

8.特許付与後異議申立制度があります。

特許付与前の公告制度が廃止され、特許付与後の異議申立制度が導入されています。 特許付与後の異議申立期間は、特許公報の発行日から1年間です。

### 9.特許査定

インド特許の特許査定は「完全明細書の受理(acceptance of specification)」となります。 アクセプタンスすなわち「特許付与可能な状態になった」という通知をもって特許査定とします。 そして、異議申立期間が終了することをもって、特許が付与されます。

#### 10.特許付与(登録)

出願公開から異議申し立てがなかった場合には出願は特許として登録されます。

特許付与された特許は、公告され、公衆の閲覧に付されます。

特許証は特許付与日(登録日)から7日以内に発行されます。

登録料は従来はありましたが、現在(2007年5月)は廃しされています。

存続期間は、出願日から20年です。

登録(特許付与の公告)時に、出願から2年度目以降、登録時までの年金をまとめて納付する 必要があります。

以下に例をあげて示します。

出願日: 2004年3月3日 登録日: 2007年6月6日

最初の年金は登録時(2007年6月6日)に発生。日付は各年度の出願日にあたる日。 登録時に3~4年度分を支払い、次回の年金期限は2008年3月3日となります。 KEMPOS上では以下のように扱います。

#### (パリルートの場合)

- 1. 出願の入力時に以下の期限を計算・セットします。
  - ・存続期限。出願日から20年です。
  - ・優先権証明書の提出期限。出願日から6ヶ月です。
  - ・優先権証明書の翻訳文の提出期限。出願日から6ヶ月です。
  - ・審査請求期限。優先日(又は出願日)から48ヶ月です。
  - ・対応外国出願情報リスト提出期限。出願日から6ヶ月です。
- 2.最初のオフィスアクション。
  - ・応答期限。オフィスアクションの発送日から3ヶ月です。
  - ・アクセプタンス期限。最初のオフィスアクションから12ヶ月です。
- 3. 登録査定の入力においては、それに伴う期限の発生はありません。

「完全明細書の受理(acceptance of specification)」の通知で登録査定の入力を行ないます。 改正前は、これの公告があって、その後の4ヶ月の異議申立期間を経て、特許付与となって いましたが、現在は、公告はなく、そのまま特許付与となります。

登録査定は「アクセプタンス」で入力します。

納付年数として「2」をセットします。登録時に3年度以降の年金を納付するための準備です。

4. 設定納付に相当する登録料の納付という手続きはありません。

特許査定後の、公報発行料(issue fee)にあたる料金の納付はありません。

特許査定後、そのまま特許付与となります。

5.登録の入力で、登録日・登録番号を入力します。同時に存続期限の計算・セットを行います。 同時に納付年数を入力し、次回年金期限の計算を行ないます。

年金については、登録(特許付与の公告)時に、出願から2年度目以降、登録時までの年金を まとめて納付することになっていますので、それを計算した納付年数を入力します。

6.2回目以降の納付は、年金期限の前に行い、納付した年数(初期値は1)分だけ期限が更新されます。

# ( P C T ルートの場合)

- 1.最初の手続きは「国内移行」です。以下の期限を計算します。
  - ・移行期限は、優先日(優先権なしの場合は国際出願日)から31ヶ月です。 翻訳文作成のための猶予期間はありませんので、この日までに英語又はヒンズー語で提出する 必要があります。
    - 31ヶ月の期限が過ぎるまで、インド特許庁は処理を行いません。
  - ・存続期限。出願日(国際出願日)から20年です。
  - ・優先権証明書の提出期限。出願日から6ヶ月です。 PCT出願の場合は、PCT/IB/304(国際事務局の優先権証明書の受理通知)の提出 で代用できます。
  - ・優先権証明書の翻訳文の提出期限。出願日から6ヶ月です。
  - ・審査請求期限。優先日(又は出願日)から48ヶ月です。
  - ・対応外国出願情報リスト提出期限。出願日から6ヶ月です。

#### (パリルートの場合)

1.インド特許の出願種別の設定は以下のとおりです。

==	
	出願種別設定 <sup>部分一致</sup> 手続設定 期限設定
	IN ☑ 法分類 ☑ Edit New Write Delete IDS 設定 一覧表示
•	種別ID 3612 Code P3 出願国 インド <u>▼</u> 法分類 特 <u>▼</u>
	並び順D 3610 種別名 IN特許05
	<u>手続分類</u>
	各種設定 期限設定   年金設定
	優先出願期限 1 優先証明期限 出願日 6 香港出願期限
	優先有効期限 出願日 <u>▼</u> -6 香港EP指定国 <u>▼</u>
	香港登録申請期限
	審査請求期限 出願日(優)
	予備審請期限 なし 1 0
	<u>追完期限</u> なし 0
	出願翻訳期限
	指定納付期限
	アクセプペンス期限 手続日 <u>▼</u> -12
	[備考] 2005年1月1日施行。
	(備考) 2005年1月1日施行。 存続期限は、出願日より20年。 審査請求あり。(出願日から4年。PCT経由の場合は国際出願日から4年) 出願公開あり。(出願日から18ヶ月後。優先権を主張している場合は、優先日から) アクセブタンス制度あり。最初の審査通知から12ヶ月以内。
	審査請求のり。(出願日から4年。PCT経田の場合は国際出願日から4年)   出願公開あり。(出願日から18ヶ月後。優先権を主張している場合は、優先日から)
	アクセプタンス制度あり。最初の審査通知から12ヶ月以内。

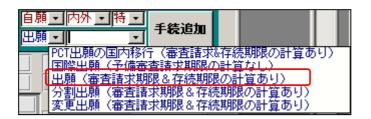


- ・何度か法改正が行なわれており、インド特許については、現在3個の出願種別があります。
  - 「IN 特許」: 2003年5月20日施行以前のものです。
  - 「IN 特許 03」: 2 0 0 3 年 5 月 2 0 日施行の法律に基づくものです。
  - 「IN 特許 05」: 2 0 0 5 年 1 月 1 日施行の法律に基づくものです。(現行法です)
  - ここでは、現在の法制度である「IN特許05」に基づいて説明します。
- ・維持年金のチェックボックスはオフにしておきます。
- ・存続期間は出願日から20年です。
- ・年金期限の起算日は出願日です。
- ・初回の年金は3年度分からです。設定納付年には「2」をセットしておきます。
- ・公報発行料はありません。特許査定、異議受け期間経過後にそのまま登録になります。
- ・2回目以降は、各年度の出願日の日までに次年度分の年金を納付します。

#### 2. 出願。

・出願は「出願(審査請求期限&存続期限の計算あり)」を使用します。

E	B 各国手続設定 □□×									
	3612 210 IN インド				使用可能手続の印刷	手続定義	の追加と修	征		
	Code	国名	工程分類		続定義ID		手続詳細		IDS IDS Rep 提出	変更/ <u></u> 削除
	•		出願	- 122	諶	4	出願		ГГ	-
	IN	インド	出願	<b>▼</b> 出	顛	<b>T</b>	出願(審査請求期限&存続其	7限の計算あ		
Т			出題	▼ 変.	更出朋	•	変更出願			•
	IN	インド	出願	▼ 変	更出願	-	変更出願(審査請求期限&存	<b>昇続期限の計</b>		-
			出願	▼ 分	割出願	-	分割出願			•
	IN	インド	出願	▼ 分	割出願	*	分割出願(審査請求期限&存	<b>昇続期限の計</b>		7
			出願	<b>▼</b> 国	際出願	-	国際出願(予備審査請求期)	艮の計算なし)		-
			出願	▼国	<b>为移行</b>	<b>*</b>	PCT出願の国内移行			7
	IN	インド	出願	▼■	内移行	~	PCT出願の国内移行(審査語	球&存続期		•





- ・審査請求期限が計算されます。(出願日から4年)
- ・転記を押した後、ダイアログボックスが表示されて、「年金起算日」「優先権証明書提出期限」 「優先権証明書の翻訳文提出期限」が設定されます。 次ページのとおりのダイアログボックスです。

・年金起算日を設定します。出願日が年金起算日となります。



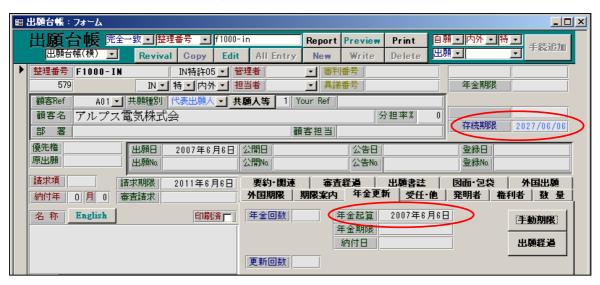
・優先権証明書の提出期限を設定します。出願日から6ヶ月後です。



・優先権証明書の翻訳期限を設定します。出願日から6ヶ月後です



・出願入力後の出願台帳の画面です。



- ・存続期限が設定されています。(出願日から20年)
- ・年金起算日が設定されています。(出願日)

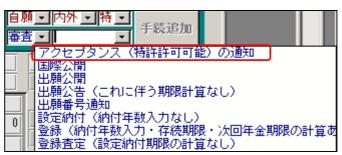
# 3. 登録査定及び手数料の納付

インド特許の特許付与に関する規定は以下のとおりです。

アクセプタンス(出願を特許付与可能な状態にする。すなわち、拒絶理由が解消した状態にする)期限(最初のオフィスアクション(「審査通知」という表現であるが、オフィスアクションとして扱います)から12ヶ月以内)期限までに、特許査定となる必要があります。

KEMPOSでは、OAの入力で12ヶ月あとに「アクセプタンス期限」を設定します。 ここで期限管理の対象となります。

登録査定は「アクセプタンス」を選択して入力します。 アクセプタンスで納付年に「2」を入力しておきます。 これで、便宜的に2年分納付済みで、次回は3年度分からとなります。 又、アクセプタンスの入力で、「アクセプタンス通知」に入力日が転記されます。





登録査定後の公報発行料の納付の手続きはありません。 異議受け期間の経過を待つだけです。 異議受け期間経過後に特許付与(登録)となります。

# 4.登録

・登録は「登録(納付年数入力・存続期限・次回年金期限の計算あり)」を使用します。

	手続設定				
3612	210 IN	インド		使用可能手続の印刷手続定義	の追加と修正
Code	国名	工程分類	手続定義ID	手続詳細	IDS IDS 変更/ Rep 提出 削除
<u> </u>		出願	<b>→</b> [##	- ▶	
IN	インド	出願	▼出願	<ul><li>出願(審査請求期限 &amp; 存続期限の計算を</li></ul>	
		出願	▼ 変更出願	▼ 変更出願	
IN	インド	出願	▼ 変更出願	<ul><li>変更出願(審査請求期限 &amp; 存続期限の計</li></ul>	
		出願	▼ 分割出願	→ 分割出願	
IN	インド	出願	▼ 分割出願	<ul><li>▼ 分割出願(審査請求期限 &amp; 存続期限の計</li></ul>	
		出願	▼国際出願	<ul><li>▼国際出願(予備審査請求期限の計算なし</li></ul>	
		出願	▼■内移行	▼ PCT出願の国内移行	
IN	インド	出願	▼国内移行	▼PCT出願の国内移行(審査請求&存続期限	
		審査	▼国際公開	▼国際公開	
		審査	▼順番通知	▼ 出願番号通知	
		審査	▼ 出願公開	<b>▼</b> 出願公開	
		審査	_ 出願公告	・ 出願公告(これに伴う期限計算なし)	
		審査	_ 登録査定	<u>▼</u> 登録査定(設定納付期限の計算なし)	
IN	インド	審査	<u>▼</u> アクセフ°タンス	▼ アクセブタンス(特許許可可能)の通知	<u> </u>
		審査	→設定納付	▼ 設定納付(納付年数入力なし)	<u> </u>
		審査	<b>▼</b> 登録	▼ 登録(存続期限の計算あり)	
IN	インド	審査	<b>▼</b>  登録	<ul><li>▼登録(納付年数入力・存続期限・次回年金</li></ul>	



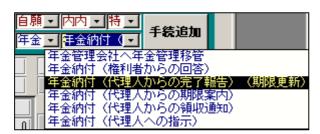
- ・登録時に3年度分以降の年金をまとめて納付します。 今回のケースいえば、出願日が2007年の6月6日で登録日が2010年10月10日 ですので、3年度分と4年度分を納付することで、次回は2011年6月6日ということ になります。
- ・実際の扱いとしては、現地代理人より、特許証とともに、納付すべき年数を通知してくる (もしくは事前に納付している)と思われますので、その値を入力します。
- ・上記の入力画面で、納付年数の開始年度は自動的に設定されます、終了年度も初期値は 開始年度と同じ値がセットされていますので、この値を変更します。 今回のケースであれば、3から4に変更します。

登録入力後の出願台帳の画面です。



- ・納付年数には「4」がセットされています。
- ・年金期限には「2011/06/06」がセットされています。

- 5.登録後の年金の納付。
  - ・次回の年金納付は、出願日から登録時の納付した年数後までに行います。
  - ・外国出願の場合、通常、外国代理人からの完了報告をもって年金期限の更新を行います。







・「納付年」「年金期限」が更新されています。

# ( P C T ルートの場合)

- 1. PCTルート固有の出願種別はありません。
- 2.国際出願日が、出願日にセットされているものとします。 PCT分割にて台帳を作成した場合は、親のPCTの国際出願日が自動的にコピーされます。 単独で台帳を作成した場合は、出願日にも国際出願日と同日の日付を入力しておきます。
- 3.出願に替わる手続きとして国内移行の入力を行ないます。 審査請求期限の計算を行ないます。 年金起算日に出願日をセットします。
- 4.以降の手続きは、パリルートの場合と同じです。